

## 令和5年1月定例会

- 1 期 日 令和5年1月18日（水）  
開会 午後2時10分  
閉会 午後3時35分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市立第二中学校・応接室
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長  
住石 英治 教育長職務代理者  
石川 宏貴 委員  
久野 義春 委員  
根本 恵美子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長  
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長  
飯塚 博文 生涯学習部副参事  
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長  
岩松 昌弘 生涯学習推進課長  
柿本 賢 青少年センター所長

三 石 宏 郷土資料館長

関 正 人 教育総務課長

岩 見 健治 教育総務課主幹

## 5 議案事項

議案第 1 号 鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する  
規則の制定について

議案第 2 号 鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正す  
る規則の制定について

議案第 3 号 令和 5 年度鎌ヶ谷市青少年センター活動方針（案）について

議案第 4 号 令和 4 年度鎌ヶ谷市教育委員会教育功労者表彰について

## 6 報告事項

報告第 1 号 「大きな節目」。気持ち新たに成人式

報告第 2 号 令和 5 年 2 月の行事予定について

報告第 3 号 学校の近況報告について（指導）

報告第 4 号 学校の近況報告について（管理）

## 7 傍聴者

なし

教 育 長	<p>ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会1月定例会を開会します。</p> <p>本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、1月定例会を開会いたします。</p>
教 育 長	<p>本日は、定例で出席している者のほかに事務局の補助説明員として、「郷土資料館長」「青少年センター所長」の出席を鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。</p>
教 育 長	<p>本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、「議案事項4件」「報告事項4件」です。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第1号の審議に入ります前に、議案第4号「令和4年度鎌ヶ谷市教育委員会教育功労者表彰について」は、人事案件であります。</p> <p>また、報告第3号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第4号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。</p> <p>よって、これらの案件につきましては、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。議案第4号、報告第3号及び報告第4号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>ご異議がございませんので、議案第4号、報告第3号及び報告第4号を「非公開」といたします。</p>
教 育 長	<p>議案第1号「鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いいたします。</p>

**議案第1号「鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について」**

三石館長

令和5年4月1日から、博物館法の一部の改正が行われることに伴い、規則の一部を改正しようとするものであります。

鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則第3条第2項第1号中「博物館法第2項第1号に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館」を「博物館法第2項第1号に規定する博物館及び同法第31条第1項の各号に定められた博物館」に改めるものです。

教育長

これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久野委員

この議案については、「文部科学大臣の指定した博物館」を「各号に定められた博物館」に、ということなので、いずれも「博物館」ということになりますよね。でも、郷土資料館は「博物館」ではないでしょう。「相当する施設」ですよ。

三石館長

鎌ヶ谷市郷土資料館につきましては、「類似施設」ということになります。博物館法に定める要件のしぼりが無い施設となります。

久野委員

「相当する施設」ではないのですね。

三石館長

はい。

久野委員

分かりました。

教育長

ほかにごありますか。

各委員

質問なし

教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第1号「鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

**議案第2号「鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」**

文化・スポーツ課長 提案理由でございますが、きらりホールの貸出機材に電子ピアノを追加するものでございます。

電子ピアノは、市民ミュージカルなどの主催事業における使用を目的として、令和4年2月に購入いたしました。購入時は貸出しを想定しておりませんでした。施設利用者から貸出しについての問い合わせが複数寄せられたため、貸出機材に追加したいと考えております。

貸し出すに当たり、ほかの貸出機材と同様に使用料を徴収する必要があると考え、本規則第7条関係の別表に追記するため、本日、議案としてご審議いただくものでございます。

利用料の設定は、「市民が利用しやすい料金設定」を考慮し、同様な利用が想定されるアップライトピアノと同額で設定いたしました。

教 育 長 これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

各 委 員 質問なし

教 育 長 それでは、お諮りいたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第2号「鎌ヶ谷市きらりホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

**議案第3号「令和5年度鎌ヶ谷市青少年センター活動方針（案）について」**

柿 本 所 長 提案理由は、「令和5年度鎌ヶ谷市青少年センター活動方針（案）」を策定しようとするものであります。

青少年センターでは、毎年度、事業活動の方針を策定しており、このたび、「令和5年度鎌ヶ谷市青少年センター活動方針（案）」を策定いたしました。

まず、基本方針といたしましては、次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに育つ環境を実現するため、また、県内においては減少傾向にあるものの、依然として全国的に青少年が事件・事故に巻き込まれてしまう事案も報告されていることから、関係機関と連携を図り、さまざまな事業を展開してまいります。

活動の重点につきましては、パトロール活動から広報・研修活動まで、六つの柱を立てております。

それでは、それぞれの柱ごと、その概略について説明いたします。

まず、パトロール活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、青少年センター職員及び青少年補導員による街頭パトロールを継続して実施してまいります。

また、SNSの普及による青少年の非行・いじめといった行為を未然に防止するため、ネットパトロールを実施し、パトロール活動において収集した情報は関係機関と共有してまいります。

相談活動につきましては、昨年6月10日より市内の小中学生に貸与されておりますタブレット端末に「青少年インターネット目安箱」に直接アクセスすることができるアプリケーションを導入したことにより、ネット上における相談環境が整ってきたことから、従来から実施しております電話・来所相談とともに、さらなる相談環境の整備につとめてま

います。

「かまがや83+運動」の推進につきましては、子どもの見守り活動の時間として全国的な展開をみせております「83運動」の理念に、市独自の取組として、感謝・応援・願いをこめた「かまがや83+運動」を継続的に推進してまいります。

環境浄化活動につきましては、パトロール活動や市民の方から得た情報をもとに、市内における危険箇所の把握につとめ、学校や警察等、関係機関と情報の共有を図ってまいります。

また、「子ども110番の家」につきましても啓発活動を行い、設置件数の増加につとめてまいります。

関係機関との連携につきましてはですが、補導活動を継続的に実施していく上では、関係機関との連携が不可欠なものとなりますので、青少年センターの活動に対する指導・助言をいただく機関である「鎌ヶ谷市青少年センター運営協議会」から出されました情報や意見を必要に応じて、「鎌ヶ谷市青少年補導員連絡協議会」をはじめ、関係機関と共有を図り、当活動の充実につなげてまいります。

広報・研修活動につきましては、青少年だより『みどりの子』『梨の里』の発行を行い、啓発活動につとめるとともに、補導員の資質を高めるための研修活動を継続的に実施してまいります。

教 育 長

これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

住 石 委 員

令和4年度と比べて、どのあたりが変わったのか、もしあったら教えてください。

柿 本 所 長

令和4年度の活動方針と比較しまして、変更個所が2カ所ございます。一つ目が「相談活動」、二つ目が「関係機関との連携」です。変えた経緯といたしまして、相談活動について、青少年の相談といったインターネットに関する認知度が低く、利用効率の向上が課題となっており、青少年センターにおきましても、さまざまな方法を検討しておりました。その中で、認知度及び利用率の向上を図るため、学校教育課の協力をいただきながら、昨年6月10日から「青少年インターネット目安箱」

に直接アクセスができるアプリを導入しましたので、これを踏まえた内容としてあります。

また、昨年度の更新では、相談に対する指導・支援を「できるだけ継続する」との文言がございましたが、「できるだけ」という表現では、相談を寄せた相談者に不安を与えてしまうと想定されることから、受けた相談に関しましては、青少年センター及び関係機関が連携をし、指導・支援を行う必要があると考えましたので、それを踏まえた内容にしております。

関係機関との連携ということに関しましては、昨年の教育委員会定例会におきまして、「青少年センター運営協議会の充実を図るとは具体的にどのようなことなのか」「運営協議会自体が充実していないのか」というご意見が寄せられたと前任の者から引き継ぎをいただいております。

それを踏まえまして、青少年センターにおいて、再度、青少年センター運営協議会の役割について検討を行いましたところ、ご指摘をいただきましたとおり、「青少年センターへの指導・助言をする機関」として機能しておりますので、それを踏まえた内容に変更しております。

鎌ヶ谷市青少年センター運営協議会でございますが、同協議会は、青少年の補導及び保護を行っております青少年センターの適正な運営をするために設置されているものです。したがって、運営協議会から出されました情報及びご意見に関しましては、青少年センターだけではなく、補導員相互の連絡調整、資質の向上を図る鎌ヶ谷市補導員連絡協議会をはじめとした関係機関と情報を図ることが充実した活動につながると考えましたので、それを踏まえた内容に変更の上、令和5年度の方針とさせていただきます。

住石委員 「相談活動」のアプリですが、これは、すでに貸与されている端末のなかにインストールされているということですか、それとも個別に個人がするものなのですか。

柿本所長 市内の一人ひとりの児童生徒に貸与されているタブレットのトップページにワンクリックでできるアプリがすでに導入されております。いつでも、そこをクリックすれば相談につながるというようになっています。

久野委員 古い話になって申し訳ないのですが、以前は「補導センター」という言い方もされてきましたよね。「補導センター」のときには、随時パトロールとか随時補導、計画補導とか列車補導など、いろいろな補導の種類があったのですが、ここにある「随時パトロール」というのは、どういう内容なのでしょう。

柿本所長 「随時パトロール」というのは、必要に応じて適宜、実施しているパトロールということになります。現状では、「定時パトロール」に加えて、社会教育指導員やプロジェクトマネージャーが中心となりまして、午前と午後、1回ずつ随時パトロールを行っているほか、不審者情報が発生されますと、その現場の方面にパトロール向かわせてパトロールを実施するといったものでございます。

住石委員 ネットパトロールというものがありますけれども、これについてご説明いただきたいのですが。

柿本所長 ネットパトロールに関しましては、インスタグラム、ツイッターといった個人が持っているアカウントを確認し、個人情報などが流出していないか、特定の人物を誹謗中傷していないか、あるいはまた青少年が犯罪に巻き込まれていないかなどをチェックし、なにか問題がある画像・写真等が発見された場合には、アカウント等から学校などを特定し、学校へ指導を行うようお願いしているところでございます。

久野委員 ということは、そういうものを確認、調査する機器というものはあるんですか。

柿本所長 センター内には、それ専用Wi-Fiでつながっているパソコンが2台あり、担当職員が勤務時間のなかでパトロール活動を行っている状況でございます。

久野委員 はい。ありがとうございました。

教育長 ほかにございますか。

- 根本委員 「相談活動」に「青少年インターネット目安箱」というのがあるんですが、私のなかの目安箱というイメージと「悩み相談」というのは、ちょっとニュアンスが違った感覚があります。目安箱という名前にした経緯にはどんなものがあつたのでしょうか。
- 柿本所長 平成29年2月から実施しているところではございますが、名前や経緯につきましては、私も現時点では分からない状況でございます。
- ただ、「目安箱」というと、どうしても、江戸時代の目安箱ということで、意見を言うというような印象を持ってしまう場合も想定されてしまいますので、今後、他市の状況などを調べて、こういったインターネットによる相談関係がどのような名称になっているのかということにつきましても併せて調査をしまして、より直結に相談できるというようなイメージができるような名称も考えなくてはいけないのだろうなどは思っています。
- 学校教育課長 平成29年に、「鎌ヶ谷市いじめ基本方針」を策定しました。そこに、「総合教育会議」という、市長がトップに出る会議というものがあつまして、それで当時の清水市長が、どうしてもインターネット、そこにこだわったこともあつて、名前がこういうふうになったという経緯があります。
- 教育長 まあ、内容的には、子どもが悩んだり、なんか気になることがあつたりしたら、気軽に投稿してください、というような意見があつたということですかね。
- 石川委員 例えば、ある学生さんがアクセスしたとしますよね。そうすると、そのアクセス先には、答えてくれる人がいるわけじゃないですか。それは、どういう形になって、例えば複数で対応するのか、一人で対応することになるのか、どういう形なのでしょう。
- 柿本所長 相談につきましては、専用のアドレスを設けておりまして、そこに相談の内容が来ますと、プロジェクトマネージャー2名、社会教育指導員

2名の担当が、交代で対応していくというような勤務態勢という状況でございます。

教 育 長 そのほかに何かございますか。

各 委 員 質問なし

教 育 長 それでは、お諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号「令和5年度鎌ヶ谷市青少年センター活動方針（案）について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここから非公開》

---

議案第4号「令和4年度鎌ヶ谷市教育委員会教育功労者表彰について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

---

《ここまで非公開》

教 育 長 以上で、議案事項を終了いたします。

..... ここから報告事項 .....

## 報告第1号「『大きな節目』。気持ち新たに成人式」

生涯学習推進課長

1月8日、福太郎アリーナにおいて、「令和5年鎌ケ谷市成人式～二十歳の集い～」を開催いたしました。

当日は9時30分より受付を開始し、10時30分から11時まで記念式典、11時から12時30分まで記念行事を行いました。

今回の対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの者で、鎌ケ谷市在住者は令和4年11月1日時点で、男性501名、女性532名、合計1,033名で、前回の1,037名と比較しますと4名の減となりました。

出席者につきましては、男性322名、女性360名の合計682名で、前回の717名と比較しますと35名の減、出席率で比較いたしますと、前回は69.1パーセント、今回は66パーセントで、3.1ポイントの減となりました。

続きまして、当日の記念行事の内容ですが、恩師からの「ビデオレター」の上映や当時の制服を展示した「フォトスポット」の開設、さらに、ふだん和服を着られない新成人も多いことから、鎌ケ谷市芸術文化協会のご協力をいただき、「着付け直しコーナー」の設置も行いました。

今年の成人式実行委員会のメンバーは12名で、8月から毎月2回程度会議を行い、記念行事の内容を検討してきました。

ビデオレターの撮影のために恩師のもとを何度も訪れたり、撮影したビデオの編集をしたりと、一人ひとりが学業や仕事とを両立しながら、頑張ってくれました。

さまざまな皆様のご協力のおかげで、当日は大きなトラブルもなく、無事に成人式を開催することができました。

教 育 長

報告第1号について、何か、ご意見ご質問ございますでしょうか。

住 石 委 員

仕方ないとは思いますが、いま、国のほうで、成人年齢18歳と言いながら、二十歳になって成人を集めて成人式と銘打つというのは、なんとなく違和感を覚えるというか、どうなんだろう。「二十歳の集い」という名称もなんとなく、どうかというか……。

他市では、「18歳で1月に集まれるような時間はないよ」という声

もよく聞きますが、「二十歳の集い」という名称で二十歳の成人を集めても、どうなのかな？ という思いもあるんですね。その辺について、何かお考えはありますか。

教 育 長 いかがでしょう。

生涯学習推進課長 これにつきましては、近隣各市の状況等を確認して名称を決めました。確かに18歳で成人ということになったのですが、式典を行う年齢としては、県内どこでも「二十歳」で行っておりまして、これについては、受験であったりとか、就職活動をしておられる方もいらっしゃいますので、18歳で行うのは、やはり難しいということで、県内ではすべて二十歳で行っております。

名称につきましては、「成人式」という名称を入れたなかで、「二十歳の集い」。他市でも近隣市でも使っているので、こうしたかたちでやらせていただいたところです。

教 育 長 「二十歳」という名称でなく、ほかの名称にしてもいいのではないかというご意見はありましたか。

生涯学習推進課長 実行委員とお話してきたなかでは、特にそういった意見はございませんでした。

石 川 委 員 「成人式」という名前を使っていないところはないんですか。

教 育 長 どうですか。他市において、「成人式」という名称を使わないで行っているところがありますか。

生涯学習推進課長 近隣での状況でしか分かりませんが、近隣ではすべて「成人式」という名称を使っております。

教 育 長 委員のなかで、「こういう名前がいいんじゃないか」という提案はありますか。

久野委員 「二十歳の集い」という名称で行っているところもありましたよね。ニュースで見ましたけれども……。

そもそも、「二十歳になるまでは飲酒は駄目だ。でも、選挙権とか結婚とか、そういうものは18だよ」と、そもそもが曖昧なんですよね。だから、これを分類しても仕様がな。国の制度というか、そういうものがもう少しはっきりしてくれないと……。

「18歳」で選挙権があつて結婚もできる、といろいろと決めておきながら、酒とたばこは「20歳」となると、当然、疑問に思う若者もいますよね。

教育長 18歳で、成人式として、その時点で式典をやるのか、それとも20歳になってからのほうがいいのか、議論の余地はありそうですね。

また、実行委員会もありますので、そういうことも含めて、いろいろと議論を重ねて検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

教育長 ほかになにか。ご質問はありますか。

各委員 質問なし

#### 報告第2号「令和4年度2月の行事予定について」

教育総務課主幹 (資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

---

報告第3号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第4号「学校の近況報告について(管理)」について、報告がありました。

---

《ここまで非公開》

教 育 長     それでは、本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「鎌ヶ谷市教育委員会1月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和5年2月14日

教 育 長     皆川 征夫

教育委員    石川 宏貴

作 成 者     岩見 健治

